

付属資料

閣議決定・申合せ等

資料
1

公益法人等の指揮監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成16年10月14日
関係省庁申合せ
改正 平成19年1月9日

- 公益法人に対する指導監督の一層の適切化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を各府省庁で統一的かつ強力に推進するため、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補

副議長 総務省大臣官房審議官 法務省民事局長

構成員	内閣府大臣官房長	警察庁長官官房長
	金融庁総務企画局長	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長	防衛省大臣官房長

- 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、総務省及び法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

資料1

資料
2

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

平成8年9月20日閣議決定
平成9年12月16日一部改正
平成18年8月15日一部改正

- 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
- 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
- また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
- 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成することとする。

(別紙1)

公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

- (1) 公益法人の事業（付隨的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合しないなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。
 - ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
 - ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
 - ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。

② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

(3) 上記(2) の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。

(4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3) について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(6) 公益法人が収益事業（付隨的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

(1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称

(2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称

(3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。

② 社団法人の理事は、総会で選任すること。

財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。

③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。

⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとすること。

⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

（2）監事

① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

② 監事は理事を兼ねないこと。

③ 監事に関し、前記①～②～④、⑥を準用すること。

（3）社団法人の総会

① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

（4）評議員及び評議員会

① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

② 評議員は、理事会で選任すること。

③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

④ 評議員及び評議員会に関し、前記①～③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

（5）事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

（1）原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

（2）社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

（3）財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。
- ① 財団法人における基本財産
 - ② 公益事業を実施するために有している基金
 - ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
- ① 上記5－(5) における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の 20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
- ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿
 - ③ （社団法人の場合）社員名簿
 - ④ 事業報告書
 - ⑤ 収支計算書
 - ⑥ 正味財産増減計算書
 - ⑦ 貸借対照表
 - ⑧ 財産目録
 - ⑨ 事業計画書
 - ⑩ 収支予算書
- (2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するよう指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(7) 所管官庁は、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について」（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を理事現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる公益法人に対し、現職理事の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強力に指導するものとする。評議員についても同様とする。

(別紙2)

資料2

公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

1. 検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 委託等を行う事務の基本的内容及び事務の委託等を行うことのできる公益法人の基準が法律で定められていること。
- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (3) 委託等を受ける公益法人は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）によって指定されていること。
- (4) 委託等された事務に関わる公益法人の役職員については、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- (5) 委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を上回らないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2. 検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 推薦等が法令に基づくものであること。
- (2) 推荐等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること
- (3) 推荐等された検査等及びこれを行う公益法人は、法令によって指定されていること。
- (4) 推荐等された検査等の事務に関わる公益法人の役職員については、その検査等を適正に行うために必要な職務規定が定められていること。
- (5) 推荐等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- (6) 推荐等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

3. 行政の関与等

- (1) 公益法人が行う検査等に対して各官庁が関与を行うものは、上記1. 又は2. の要件を満たすものに限るものとする。
- (2) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、行政が関与していると認識されるような表現を公益法人が使用することを禁止する。
- (3) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、各官庁及び特殊法人等が、公益法人が行っている検査等の結果を、融資や許認可等の際の条件とすることを禁止する。

4. 経過措置

各官庁は、上記1. ~3. について必要な措置を、平成12年度末までに行うものとする。

資料

3

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

平成8年12月19日
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ
 最終改正／18年8月15日

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

(別紙)

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(基準)

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

(1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。

本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である。

(2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。

(3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4. の理事の構成等の要件を満たす必要がある。

(4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの（例えば、本文(1)～(3)に該当するものを目的としているもの）に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するような目的に変更することが不可能な場合には、本基準8. 経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

- (1) 公益法人の事業（付隨的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。
- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
 - ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
 - ③ 営利企業として行うことが適當と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付隨的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適當でない（本基準1. 参照）。また、付隨的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。
- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。
- (3) 本文(1)-①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。
- 公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)-①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。
- したがって、公益法人の事業として適當と考えられる本文(1)-①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額（支出合計額十次期繰越収支差額。以下同じ。）の2分の1以上である必要がある（なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。）。
- (4) 本文(1)-①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大（又は、このような事業以外への支出を削減）するように指導
- (5) 本文(1)-②について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1)-③について、社会通念上、営利企業として行うことが適當と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況にあることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
- ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)-1)の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公平な価格競争を引き起こすものであってはならない。
- (4) 本運用指針(2)-2)の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要があり、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)～(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
 - (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めるのもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
 - (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業（付隨的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。

また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
 - (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付隨的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付隨的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
 - (3) 付隨的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする

考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付隨的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。

(4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付隨的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。

また、収益事業はあくまで付隨的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付隨的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付隨的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
- ii) 高利の融資事業
- iii) 経営が投機的に行われる事業

③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないよう、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)**3. 名称**

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社（公団）」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)**4. 機関**

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- (1) 理事及び理事会
 - ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
 - ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
 - ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
 - ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること
 - ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
 - ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不适当に高額に過ぎないものとすること。
 - ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(運用指針)

(1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上 10人以内 25人以上 30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと

予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一緒に活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

所管する官庁の出身者については、官庁の組織変更があった場合には、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

(7) 理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることが多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要があろう。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議されること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

(基準)

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記①-②～④、⑥を準用すること。

(運用指針)

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する（「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）。

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

(基準)

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

(1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。

(2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。

(3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない（民法第38条、69条）。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記①-③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

- (1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。
- 評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。
- (2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別の事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。
- また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。
- (3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同程度以上であることが好ましい。
- (4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

(基準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。
- (2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基準)**5. 財務及び会計**

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人会計基準は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として、昭和 52 年 3 月に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和 60 年 9 月に公益法人指導監督連絡会議による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきたが、平成 16 年 10 月、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において改正が行われ、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。
- (2) そこで、すべての公益法人において平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかにこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。
- (3) この会計基準においては、内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）について特段の定めが置かれていらないが、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

(基準)

- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団にあっては会費に、財団にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。
- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- ① 価値の変動が著しい財産——株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
- ② 客観的評価が困難な財産——美術品、骨董品等
- ③ 減価する財産——建築物、建造物等減価償却資産
- ④ 利子又は利用価値を生じない財産——現金、当座預金、事務所用施設
- ⑤ 換金の容易な財産——普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
- ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法——融資

(3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々の経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。

(2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6. 参照）。

(3) 公益法人の財産(基本財産、運用財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

(基準)

(6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意とともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

(運用指針)

(1) 公益法人が手持又は通常の収入では賄えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。

(2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、

- ① 確実な返済計画はあるか
 - ② 借入先及び利息は適切か
 - ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
 - ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
- 等について、十分な検討が必要と考えられる。

(3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。

また、当初予算に計上されておらず、年度途中に長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の 30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができぬるものに限る。）

- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将來の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（將來の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

(基準)

- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

(運用指針)

(1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

(2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとすることを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

(基準)

6. 株式の保有等
- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
- ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。

また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。

(2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

- ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

(3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

(4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。

(5) 本文(1)-①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

(6) 本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 資本金等
- ④ 事業内容
- ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
- ⑥ 従業員の数
- ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑧ 保有する理由
- ⑨ 当該株式等の入手日
- ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）

(7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。

当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(基準)

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
- ①定款又は寄附行為 ②役員名簿 ③(社団法人の場合)社員名簿 ④事業報告書
 ⑤収支計算書 ⑥正味財産増減計算書 ⑦貸借対照表 ⑧財産目録⑨事業計画書
 ⑩ 収支予算書
- (2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。
- (2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。
- ① 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿：可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと
 - ② 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：当該事業年度の終了後、原則として3ヶ月以内に備え、5年間備えて置くこと
 - ③ 事業計画書、収支予算書：当該事業年度の開始後、原則として、3ヶ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと
- (3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。
- ① 名称
 - ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
 - ③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号
 - ④ 設立年月日
 - ⑤ 代表者職名・氏名
 - ⑥ 主な目的・事業
- (4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。
 なお、所管官庁においては、少なくとも上記(2)で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。
- (5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。
- (6) 平成16年10月に改正された公益法人会計基準に基づき、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フローカウント計算書を作成する法人の場合は、同計算書についても本基準(1)～(6)～(8)と同様に扱うものとする。

(基準)

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

(1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

(2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項(業界団体の理事構成、互助会の事業内容等)については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。
- (2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの（株式保有等を事業としているもの等を含む。）の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総務省に提出する。

- ① 当該公益法人を所管する部局の名称
- ② 当該公益法人の名称
- ③ 当該営利企業の名称
- ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑤ 保有する理由
- ⑥ 当該株式等の入手日
- ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）

(4) 上記(3)の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。

(5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6-(6)の規定に従うものとする。

(基準)

- (5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基準)

- (6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする

資料

4

公益法人会計基準の改正等について

平成16年10月14日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議申合せ

資料4

1 会計基準の設定及び改正の経緯等

(1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」（以下「会計基準」という。）は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府（当時）管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」（座長：加古宣士早稲田大学教授）が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間整理）」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）（座長：加古宣士早稲田大学教授）を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準（案）について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

(2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び

収支計算書については、会計基準の範囲外とする。

- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に使途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていこうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施してきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

(別紙)

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注1）

（1）財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。

（2）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

（3）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

（4）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適當な名称で表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かれ、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。（注3）（注4）（注5）

3 資産の貸借対照表価額

（1）資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。（注6）

- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注7）（注8）（注9）
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができます。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができます。

4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かれ、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。（注5）（注11）（注12）（注13）

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額（減少額）を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額（減少額）を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注4）（注13）

4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第4 財務諸表の注記

1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針

- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (8) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (9) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容（注14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式3に準じ記載するものとする。

第5 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かれ、正味財産の額を示さなければならぬ。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式4に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

公益法人会計基準注解

（注1）キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有权が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減

の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時の項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注14) 関連当事者との取引の内容について

- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該公益法人を支配する法人
 - (2) 当該公益法人によって支配される法人
 - (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
 - (4) 当該公益法人の役員及びその近親者
- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(注) 別紙は省略

資料

5

公益法人会計基準の運用指針について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

資料5

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）の適用に当たって特に必要となる事項について、下記のとおり運用指針を申し合わせる。

記

1. 新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

新会計基準適用初年度においては、前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要とする。

2. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

4. 新会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができまするものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

- ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。
- イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

- ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

- イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

5. 新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、新会計基準適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「新会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

6. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、新会計基準適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

7. キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人の規模について

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人は、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円

以上の公益法人とする。

なお、当該事業年度において大規模公益法人としてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用2年度目より作成するものとする。キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請しない。

8. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

9. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

イ) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会

その他これに準する機関の構成員の過半数を占めていること

- c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ii) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合

ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準する機関の構成員の過半数を占めていること

イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

④ 当該公益法人の役員及びその近親者

当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員（準する者を含む）及びその近親者（2親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

イ 役員（準する者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準する者として対象とすることとする。

ただし、公益法人の役員（準する者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

(2) 重要性の基準

① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相反する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を

要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

② 役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

10. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から財団法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

11. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の（注11）における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

12. 資産の時価が著しく下落した場合について

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

資料

6

公益法人会計における内部管理事項について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

記

1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

2 会計帳簿について

(1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- 総勘定元帳

(2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳
- ヘ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

資料6

3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適當な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 借入金限度額
 - 債務負担額

4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適當な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 資金の範囲
 - 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
 - ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
 - ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
 - ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
 - ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

（注）別紙は省略

資料

7

「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について

総官管第55号
平成17年3月23日

各府省大臣官房総務課長

各都道府県総務部長

各都道府県教育長 殿

印

総務省大臣官房管理室長

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ) 等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について（通知）

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ) 及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) を踏まえ、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）が平成18年4月1日から実施されることとなる。

新会計基準の実施による減価償却の強制、有価証券の時価評価の導入等公益法人における会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について特に必要な事項を以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

2 現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

以上

資料

8

「公益法人会計基準の改正等について」等の適用に当たっての留意点について

総官管第51号
平成18年3月24日

資料8

各府省公益法人行政担当課長

各都道府県公益法人担当部長

各都道府県教育長 殿

印

総務省大臣官房管理室長

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の適用に当たっての留意点について(通知)

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)を踏まえ、新たな公益法人会計基準における指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1. 指定正味財産と基本財産・特定資産の関係について

寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に計上するものとする。

2. 関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて

関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という)とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解(注14)に定める注記をすることが望ましいものとする。

3. 資産の時価が著しく下落した場合の使用価値の取扱いについて

資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができまするものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

4. 公認会計士等の監査の範囲について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準で財務諸表を作成し、かつ当該財務諸表について公認会計士等の監査を受けている法人については、収支計算書は財務諸表監査の対象とはしないものの、収支計算書が「公益法人会計における内部管理事項」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に基づいて作成されているかどうかについて公認会計士等の意見表明を受けるものとする。

5. 内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度の取扱いについて

内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度において、前事業年度の収支予算書については、これを組み替えて記載するものとする。ただし、科目体系を見直した場合等組み替えが困難な場合には、前年度の収支予算書を組み替えず当年度の収支予算書と並べて記載することもできるものとする。

以上

公益法人の指導監督体制の充実等について

平成13年2月9日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省(国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。)において下記の措置を講ずる。

記

1 各府省における指導監督の責任体制の確立

(1) 総括公益法人指導監督官等の設置

- ① 各府省に、それぞれ総括公益法人指導監督官、総括公益法人指導監督官補佐及び公益法人指導監督官を置く。
- ② 総括公益法人指導監督官は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会幹事を、総括公益法人指導監督官補佐は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議構成員を、公益法人指導監督官は、各部局の総括担当課等の長をもって充てる。
- ③ 総括公益法人指導監督官は、府省における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。
- ④ 総括公益法人指導監督官補佐は、総括公益法人指導監督官の事務を補佐する。
- ⑤ 公益法人指導監督官は、部局における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。

(2) 府省内連絡会議の設置

各府省は、公益法人の指導監督を統一的かつ効果的・効率的に推進するため、(1)①に掲げる者を構成員とする公益法人の指導監督に関する府省内連絡会議を設置する。

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2) 立入検査実施計画の策定

各府省は、(1)の立入検査を計画的に実施するため、立入検査が一巡する期間を計画期間とする実施計画を策定し、これに基づき立入検査を実施するものとする。

(3) 臨時立入検査

(1) の立入検査のほか、各府省は、所管公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合、従前からの改善指導事項がある場合等特に必要があると認められる場合には、臨時に立入検査を実施するものとする。

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

- ① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

- ② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。
- ③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

（5）立入検査の実施結果の公表等

- ① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。
- ② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

（1）職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実に努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

（2）外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

（3）都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 実施時期

各府省は、平成13年度から本申合せに基づく措置を講ずることとし、そのために必要な体制等の整備については、平成12年度中に行う。

（注）別紙は省略